

犯罪被害者支援「ホンデリング」プロジェクトの実施について

(1) 犯罪被害者の支援について

警察や市町村、いばらき被害者支援センターが連携し、下記のような施策を展開

- ① 捜査時における被害者等に対する配慮
- ② 各種公費負担制度（経済負担の軽減）、犯罪被害給付制度の運用
- ③ 被害者等に対する情報提供、被害者連絡制度の運用
- ④ 心理カウンセラー（臨床心理士）による相談
- ⑤ 被害者等の安全の確保
- ⑥ 関係機関が連携した広報啓発活動

(2) 支援センターの活動費について

犯罪被害者の支援活動の中心となっている公益財団法人いばらき被害者支援センターは、県や市町村からの負担金、企業からの寄付金などで運営されており、活動資金の慢性的な資金不足となっていることから、活動資金を補うため次の事業を展開。

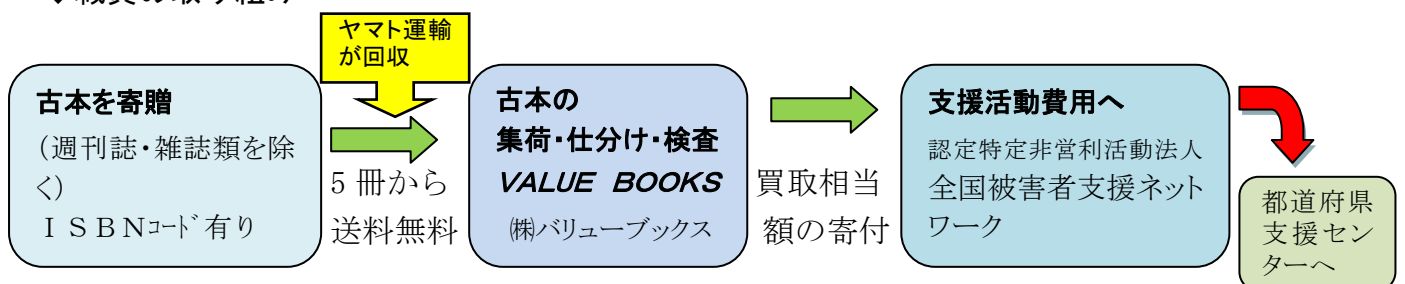
- ① 自動販売機の売上げの一部を寄附いただく「被害者支援自動販売機」の設置
- ② 古本の売上げ金を寄付する「ホンデリング」の推進

(3) 笠間市ホンデリングプロジェクト

「ホンデリング」は、古本を認定NPO法人全国被害者支援ネットワークに寄贈し、その売却代金を都道府県の被害者支援センターの活動費として活用するもの。

市として「ホンデリング」を積極的に推進するため、市民への広報活動を行うとともに、職員からも積極的に古本を集め、まとめて送付する「笠間市ホンデリングプロジェクト」を推進しますのでご協力をお願いします。

◆職員の取り組み



- ・収集及び発送は、市民活動課が窓口となって行う。
- ・各偶数月の1日(休日の場合は次の平日)を「ホンデリングの日」として職員から古本を収集し、回収を依頼。 ※今年 12 月 1 日から実施(各施設から市民活動課へ)

◆市全体のホンデリングの取り組み

- ① 図書館・・・各図書館については、リユースフェア等の後、残った古本を各図書館で回収を依頼。
- ② 団体・・・バザー等を主催する団体へ協力を依頼、随時回収。
- ③ 市民・・・広報かさまやホームページに掲載し、協力依頼。贈与承諾書のダウンロード、窓口(市民活動課・支所地域課)での配布。